

目黒区立碑文谷公園トライアルサウンディング 募集要項

【R5. 10. 13 更新】

※更新箇所は赤字黄色網掛けにしております

目黒区

都市整備部みどり土木政策課

令和5年7月

1. トライアルサウンディングの背景・目的

目黒区では、令和4年3月策定が目黒区実施計画において公園リノベーション事業を掲げ、公園機能の拡充（ユニバーサルデザインによる施設整備や施設のバリアフリー化など）とともに「公民連携による公園の魅力向上」を位置づけています。令和4年度には公園利用者ニーズ調査及びマーケットサウンディング調査を実施し、その結果をもとに、公民連携による魅力向上の取組を行う優先度の高い公園として「碑文谷公園」を選定しました。

魅力向上の取り組みについて、より具体的に検討するにあたり、トライアルサウンディング（実証実験）を実施いたします。民間事業者の皆さまに碑文谷公園を暫定的に利用して頂き、市場性や採算性を確認して頂くことで、将来的に公募設置管理制度などの公民連携手法の導入に向けた条件の検討、具体的かつ実現性の高い事業展開方針を公と民が一体となって検討していくことを目的とします。

2. 期待される効果

民間事業者のメリット	<ul style="list-style-type: none">・公募前に区民ニーズ、立地、使い勝手、採算性等の確認・今後の公募時の参加判断材料の確認・トライアルサウンディングで得た知見を目黒区に伝えることで、条件面を含めた公民の意識の違いを解消
目黒区のメリット	<ul style="list-style-type: none">・本公園の市場性を確認・民間事業者の視点でのニーズや課題を把握し、公募条件に反映・区民や公園利用者の意見やニーズを集約し、公民連携事業を実施するにあたっての課題を把握・民間事業者の提案内容と本公園の相性を事前に確認・今後の官民連携事業を盛り上げる機運の醸成

3. 目黒区立碑文谷公園の基本情報

公園のコンセプト	豊富な施設により年齢を問わず様々な利用ニーズに対応した公園 年齢や性別、障がいの有無等にかかわらず、幅広い区民が利用し、交流できる空間・機会が求められています。生物多様性保全林事業の取組やサクラ再生実行計画に基づいた桜の保全が行われている公園です。
公園種別	（区条例の公園種別）区民公園／（法の公園種別）地区公園
所在地	碑文谷 6-9-11
公園面積（㎡）	43,534
主な公園施設	体育館、テニスコート、野球場、ポニー園、小動物とのふれあいコーナー、池、ボート場、遊具コーナー など（憩いと交流の広場に保育所占用あり）
公共交通機関からのアクセス	東急東横線学芸大学駅下車徒歩6分
用途地域	第一種低層住居専用地域（建蔽率60%、容積率150%）
その他	碑文谷公園の概要や昨年度の利用者ニーズ調査、マーケットサウンディング調査等については、「11. 目黒区資料」をご参照ください



図 碑文谷公園全体マップ

4. スケジュール

項目	日時
募集要項公表	令和5年7月3日(月)
事業者募集 質問受付	令和5年7月3日(月) から令和5年10月31日(火) まで 令和5年7月19日(水) まで
協議・各種手続き	令和5年7月20日(木) 以降
暫定利用	令和5年7月～11月(協議・各種手続きが整い次第随時開始)
⋮	
公募条件決定 公募開始	令和6年度中を予定しています。 今回のトライアルサウンディングに参加した民間事業者等には、碑文谷公園での公民連携事業公募時の加点を今後検討していきます。

5. トライアルサウンディングの流れ

質問受付	質問を希望される場合は、様式1「質問書」に必要な事項を記入し、電子メールにてご提出ください。全利用希望者に共通するような質問と回答は随時目黒区ホームページにて公表します。
参加申込・提案受付	暫定利用を希望する民間事業者等から提案を受付けます。申込時は様式2「参加申込書兼事業提案書」をご提出ください。
協議	提出いただいた提案内容をもとに、実施内容や実施期間・箇所等について区と利用希望者で協議します。実施の期間・箇所については、他の一般的な団体利用等を勘案し調整が発生する場合があります。
使用・減免許可 (区が手続き)	公園の使用料は原則免除です。暫定利用に必要となる使用および減免の許可申請は、協議の結果で決定した暫定利用内容・期間をもとに、区のみどり土木政策課が作成し、区許可担当窓口へ提出します。
暫定利用	使用許可証が交付されたのちに、許可内容に応じた暫定利用を実施していただきます。暫定利用中、モニタリングとして目黒区が公園利用者・地域へのアンケート調査を実施します。その際、暫定利用者は当該モニタリング調査に協力することとします。
実施報告書提出 ヒアリング	暫定利用終了後1か月以内に様式3「実施報告書」を提出していただきます。また、必要に応じて暫定利用者へヒアリングを実施します。
結果概要の公表	トライアルサウンディングの結果概要(主に実施内容と期間、モニタリング調査の結果)について、目黒区ホームページで公開する予定です。企業ノウハウに係る内容には配慮した上で取りまとめ、内容について事前に暫定利用者に確認したのち公開します。

6. 参加資格

(1) 参加者の条件

(ア) 対象者

トライアルサウンディングにより暫定利用を希望する者(以下「利用希望者」といいます。)は、今後の碑文谷公園での公募設置管理制度などの公民連携事業に参画を希望し、提案内容を実行する意思と能力(資格)を有する民間企業、NPO法人等の法人、個人事業主または任意団体とします。

(イ) 役割分担

利用希望者は、単独またはグループ(複数の企業・団体等の共同体をいいます。)とし、グループで参加する場合には、参加表明時に利用希望者の構成員すべてを明らかにし、各々の役割分担を明確にすることとします。

(2) 利用希望者の除外要件

次のいずれかに該当する利用希望者はトライアルサウンディングに参加することができません。

(ア) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをしている者、または民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをしている者。

(イ) 暴力団又はその構成員の統制下にある者。また、暴力団員及びその利益となる活動を行っている者が含まれる者。

(ウ) 宗教活動又は政治活動を主たる目的としている者。

7. 留意事項

(1) 費用分担

応募に関するすべての書類の作成及び提出に係る費用は、利用希望者の負担とします。

(2) 提出書類の取り扱い等

①著作権の取り扱い

提出書類の著作権は、利用希望者に帰属しますが、提出書類は返却しません。

②無断使用の禁止

利用希望者の提出書類については、提案審査以外で利用希望者に無断で使用しません。
また、第三者に情報を漏らしません。

③特許権等による責任負担

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、提案を行った利用希望者が負うものとします。

(3) 法令等の遵守

提案にあたっては、事前に利用希望者の責任において関係法令等を確認し、暫定利用における法令適合のリスクはトライアルサウンディングにより暫定利用する者（以下「暫定利用者」といいます。）に帰属することとします。

8. 暫定利用申請（提案）方法

(1) 提出書類について

(ア) 提出書類一覧

提出時	書類名	様式
質問受付時	質問書（質問がある場合のみ提出）	様式 1
参加申込・提案受付時	参加申込書兼事業提案書	様式 2
暫定利用終了後	実施報告書	様式 3

(イ) 提出先

担 当：目黒区都市整備部みどり土木政策課施設計画係

E-mail：midoridoboku04@city.meguro.tokyo.jp

(2) 質問受付時

質問を希望される場合は、様式 1 に必要事項を記入し、**令和 5 年 1 0 月 3 1 日 (火)** 令和 5 年 7 月 1 9 日 (水) までに電子メールにてご提出ください。基本、個別に回答しますが、全利用希望者に共通するような質問と回答は随時目黒区ホームページにて公表します。

(3) 参加申込・提案受付時

様式 2 に必要事項を記入し、**令和 5 年 1 0 月 3 1 日 (火)** 令和 5 年 7 月 1 9 日 (水) までに電子メールにてご提出ください。グループで参加する場合には、代表団体が申請してください。

(4) 暫定利用終了後

暫定利用が終了したら、様式3に必要事項を記入いただき、暫定利用終了後1か月以内に実施報告書として電子メールにてご提出ください。また、必要に応じて暫定利用者へヒアリングを実施します。

9. 提案要件

(1) 提案内容について

- (ア) 碑文谷公園に関するものであること
- (イ) 確実に実施できる利用内容であること
- (ウ) 碑文谷公園利用者の安全に配慮するとともに、利便性、サービスの向上する利用内容であること
- (エ) 他の利用者の公園使用を著しく妨げないこと
- (オ) 暫定利用にあたって、区の財政負担を求めるものではないこと

(2) 提案の対象外となるもの

次に掲げるものは提案の対象外とします。

- (ア) 政治的または宗教的活動
- (イ) 青少年などに有害な影響を与える物販、サービス提供など
- (ウ) 騒音や異臭など、著しく周辺環境を損なうことが予想される行為
- (エ) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）」第2条第5号に規定する指定暴力団等の活動
- (オ) 公序良俗に反し、または反社会的な破壊の恐れがある活動
- (カ) その他、区が本事業との関連性が低いと判断する行為

(3) 暫定利用の期間及び時間帯

暫定利用は、区が許可した期間（準備・撤収を含む）で、基本的に午前6時から午後9時までの時間帯とします。土日及び祝日の暫定利用も可能です。なお、資材等を利用時間外に現地に残置する場合には区と協議してください。

(4) 飲食に関する事業について

飲食に関する事業の場合、原則キッチンカーでの実施を基本とします。なお、今回のトライアルサウンディングは、「行事における臨時営業等の取扱要項」別紙2「臨時出店」の取扱について「地域保健法（昭和22年法律第101号）第6条」に該当しません。

10. 事業実施にあたって

(1) 責任及びリスク分担の考え方

トライアルサウンディングにおける責任及びリスク分担の考え方は、暫定利用者が実施する事業については、暫定利用者が責任を持って遂行してください。当該事業に伴い発生するリスクについては、原則として暫定利用者が負うものとします。

(2) 許可証の取り扱い

使用許可証が交付された暫定利用者は、許可証に記載された条件のとおり公共施設を使用し、申請した使用内容に応じた事業を実施することができます。なお、使用期間中は、事業

に必要となる使用許可証の写しを携行するようにしてください。

(3) 暫定利用が中止となる場合

申請した利用内容に反するなど、トライアルサウンディングの目的から逸脱し、区から警告等が発せられても改善が見られない場合は、暫定利用を中止していただくことがあります。

(4) その他

ア 使用後は後片付けをし、ゴミ（特に生ゴミ）は必ず持ち帰ってください。

イ 暫定利用が終了したら、暫定利用者の負担により原状回復してください。

ウ 音楽を流したりする場合は、音量に注意してください。

エ 火気を使用する場合は、防火用水を用意し、直接地面の上で燃やさないでください。

11. 目黒区資料

(1) 碑文谷公園の紹介（下記アドレスにて公開）

<https://www.city.meguro.tokyo.jp/shisetsu/shisetsu/koen/himonya.html>

(2) 碑文谷公園生物多様性保全林事業（下記アドレスにて公開）

<https://www.city.meguro.tokyo.jp/kurashi/shizen/ikimono/himonyahozenrin.html>

(3) 碑文谷公園サクラ再生実行計画（下記アドレスにて公開）

<https://www.city.meguro.tokyo.jp/gyosei/keikaku/torikumi/shizen/megurosakurahozen/meguronosakurasaisei/himonyakoen.html>

(4) 令和4年度に実施したマーケットサウンディング調査の結果概要（下記アドレスにて公開）

https://www.city.meguro.tokyo.jp/shisetsu/shisetsu/koen/park_sounding.html

(5) 学芸大学駅周辺地区整備計画（下記アドレスにて公開）

https://www.city.meguro.tokyo.jp/gyosei/keikaku/keikaku/yasashi_machi/gakugeidaigaku/kaiteisimasita.html

12. 参加申込み・問い合わせ先

連絡先：目黒区都市整備部みどり土木政策課

担 当：施設計画係 三国・戸木田

電 話：03-5722-9745

FAX：03-3792-2112

E-mail：midoridoboku04@city.meguro.tokyo.jp

対応時間：土日祝日を除く午前8時30分～午後5時まで